

## 鶴岡市介護保険 福祉用具購入Q&A (R7.2現在)

※他保険者の場合は、必ず当該保険者に確認をしてください。  
QAを見ても不明な点は、個別に長寿介護課までお問合せください。

No.	種別	質問	回答
1	貸与	特殊寝台附属品のサイドテーブルの複数利用について ベッド以外での使用は対象となるか	ベッド上での使用に限るため、それ以外の用途では保険対象となりません。
2	貸与	認知症徘徊感知器の複数貸与について。 日中いるベッドと夜間いるベッドの両方につけたい。移動時に付け替えは介護者の負担となり大変。	複数必要であることをアセスメントの結果に残し（ケアマネ・貸与事業者とも）、サービス担当者会議で必要であることを確認した記録を残してください。
3	貸与	移動用リフトの複数利用について 在宅で使っているが、ショートステイ先でも利用したい。在宅利用の持ち運びは難しく、ショートステイでは2人がかりでの移乗となり負担がかかっている。本人も移乗時痛みがあり、床ずれが生じている状態。	複数必要であることをアセスメントの結果に残し（ケアマネ・貸与事業者とも）、サービス担当者会議で必要であることを確認した記録を残してください。
4	貸与	介護保険限度額の関係で、自費で特殊寝台を借りている要介護2以上の人が、特殊寝台附属品のみを介護保険で貸与することは可能か。	可能です。
5	貸与	ショートステイで歩行器をレンタルできるか。ショートステイにある歩行器は本人の体型に合わず利用できない。（備え付けの歩行器は本人には大きすぎる）	サービス担当者会議録やアセスメントの結果に必要な旨を明記しておくことで貸与可能です。
6	貸与	車いすや介護用ベッドにつけられる点滴スタンドのレンタルは介護保険の対象になるか	厚労省の通知で医療行為となる解釈が示されているため対象外です。
7	貸与	要介護3で全介助、立てないのにベッドから立ち上がり転倒の危険があるため、認知症徘徊感知器をレンタルしたい。はっきり認知症の記載はないが、長谷川式は16点。保険適用できるか	主治医意見書の「心身の状態に関する意見」に認知機能の低下の旨のチェックがあり、認知症自立度Ⅱ以上・長谷川式20以下であれば、軽度者の項目に基づく「主治医意見書に認知症の旨の記載がある」にあてはめて、届出不要で保険の対象とする。サービス担当者で協議し、会議録にも記載してください。
8	貸与	屋外用と屋内用で機能が違う4点杖をレンタルしてよいか。	機能が違い、本人の自立を促すのに必要なのであれば認められます。
9	貸与	家で借りているスロープのほかにも、毎日通う職場にも大きさの合うスロープをレンタルしたい。自宅以外になるが、保険適用となるか。	できる限り職場にいきたい本人の希望・自立支援と、いつも2段目を抱きかかえている介助者・本人の負担軽減になる状況を考え、保険適用できる場合があります。個別に相談していただき、詳細を伺ったうえで市で判断します。
10	貸与	要介護2で軽度者ではないが、ナースコールを押さずに移動し転倒の危険があるため、認知症徘徊感知器をレンタルしたい（有料老人ホームの部屋の入口）。はっきり認知症の記載はないが、保険適用できるか。	主治医意見書の「心身の状態に関する意見」に認知機能の低下の旨（いくらか困難）あり、認知症自立度Ⅱbであれば、軽度者の項目に基づく「主治医意見書に認知症の旨の記載がある」にあてはめて、他が「できる」だったとしても届出不要で対象とします。サービス担当者で協議し、会議録にも記載してください。
11	貸与	月一でショートステイから家に帰るため、家で手すりレンタルしているが、家族のコロナの事情と、ショートステイのノロウイルスの事情で、家へ帰れなくなっている。レンタルしている手すりを保険請求対象としてよいか。	やむを得ない事情で保険の対象とします。このような場合、個別の事情に合わせて判断するため、市へご相談ください。
12	貸与	歩行器とてすりをレンタル中に、手のけがで入院した。退院を想定しレンタルを継続していたが、保険対象となるか。	福祉用品業者と相談して保険請求する期間を決めていただきたいです。
13	貸与	階段昇降機の補助金は鶴岡市であるか。	可搬式は福祉用具レンタルの対象にはなるが、いす式の設置して自動で昇降するものは介護保険適用外であり、市で独自の補助金はありません。
14	貸与	要介護1で認知症の記載はなく、審査会資料でも認知に問題はないが、多系統萎縮症の転倒防止のために認知症徘徊感知器であるセンサーマットをレンタルしたい。	認知症ではないが、サービス担当者会議や医師の所見の書類などを届出することで介護保険適用のレンタルが可能です。（「軽度者に対する福祉用具貸与届出要否確認書」参照）

## 鶴岡市介護保険 福祉用具購入Q&A (R7.2現在)

※他保険者の場合は、必ず当該保険者に確認をしてください。  
QAを見ても不明な点は、個別に長寿介護課までお問合せください。

15	貸与	身長が高く、家が狭いため、使える歩行器に限られる。退院後一階で生活しているが、自室や日用品も二階にあり、行動範囲を広げるために二階でも歩行器を使いたい。日中独居で歩行器を二階に上げるのが難しい。まったく同じものを一階用と二階用で二個借りることはできるか。	複数必要であることをアセスメントで必要性があることを確認したうえで、サービス担当者会議で必要であることを確認した記録を残してください。  複数必要となる明確な理由が認められれば、サービス担当者会議での協議・記録にて保険対象とすることができます。
16	貸与	自営業の会社のトイレに手すりをレンタルしたい。自宅以外での福祉用具レンタルは可能か。	原則は住所地の居宅で貸与するものですが、本人の自立を促す介護保険の目的に照らし合わせて、市で個別の事情を伺い、判断することになります。
17	貸与	小規模多機能で長期宿泊利用している。自宅に戻る予定がなく、施設にある車いすクッションが合わないためレンタルしていいか。	本人の状態によって必要なのであれば、アセスメントで必要性があることを確認したうえで認められます。 単純に気に入らないからといった理由では対象外です。
18	貸与	特殊寝台の付属品 マットレスだけレンタルは可能か。	持っているベッドが特殊寝台でなければ付属品のレンタルはできません。理由にもよりますが、床ずれ防止用具としてのマットレスであれば特殊寝台がなくても単独でレンタルできます。
19	貸与	ショートステイの長期利用で認知症徘徊感知機器のペットセンサー（ペットにつけるもの）を借りたい。床マットは施設にあるものを使う。80歳男性で体力があり、認知症のためベット上の動きがはげしく骨折をする心配がある。	施設で使うものは、本人に合わせて特殊なものでない限り施設で準備することになっているため保険対象外です。
20	選択制	購入と貸与の選択制で、歩行器の半分車輪で半分ゴム脚のものは、購入対象になるか。	厚労省の通知では、すべてゴム脚のものが対象であり、車輪がついているものは除外するとあったため、対象外です。
21	選択制	購入と貸与の選択制で、同一品目の複数購入は可能か。	同一品目の複数貸与と同じ考え方で、やむを得ない事情が認められれば、申請書に理由を記入したうえで可能です。
22	選択制	選択制にできる多点杖は品目で可・不可あるか。	これまで貸与の対象となっていたものであれば限定せず選択制にできます。
23	申請方法	購入日はどの日になるか。	購入日＝領収日（領収書の日付）となります。
24	申請方法	購入日が異なる複数の福祉用具を1枚の申請書にまとめて記入・提出していいか。	購入日が異なる場合は、申請書を分けて記入・提出ください。購入日が同月の場合は、1枚の申請書にまとめて記入・提出いただいて構いません。
25	購入	ポータブルトイレを購入したが、退院が遅れてしまい申請できずにいる。購入してから日にちがたってしまうが申請できるか。	領収日の翌日から2年間は請求できます。
26	購入	特定福祉用具購入の移動用リフトのつり具について 有料老人ホームにいて人で、移動用リフト本体はホームで設置している。保険給付の対象となるか。	以下の内容であれば、必要とする理由にその旨も記載すれば対象となります。 ①住宅型の有料老人ホームであること（介護付有料老人ホームではないこと） ②つり具は個人の身体に合ったものが必要であるために購入することが明確であるもの（ホームの備品とはならないものであること）
27	購入	介護認定通知が届く前に昨日亡くなった。新規申請し審査までの間にポータブルトイレを購入した。申請していいか。	認定日は申請日に遡るため申請可能です。口座は本人死亡のため相続人代表者のものを記入し、申請してください。但し、認定結果が非該当だった場合は申請できません。
28	購入	鶴岡市の被保険者が他県の家族のところで福祉用具を購入したい。指定の業者とホームページに記載あるが、どうやって登録すればいいのかわかるか。	指定の業者は、市で決めているものでなく県の指定業者です。山形県に登録がなくても、他都道府県で登録されていれば販売を認めています。
29	購入	以前シャワーチェアを購入したが、本人のADLの低下によってシャワーキャリーを購入したい。対象となるか。（同一項目の購入になりそうだが大丈夫か）	申請書の理由欄に、購入が必要になった理由を詳しく記入ください。そのうえで市で検討します。

## 鶴岡市介護保険 福祉用具購入Q&A (R7.2現在)

※他保険者の場合は、必ず当該保険者に確認をしてください。  
QAを見て不明な点は、個別に長寿介護課までお問合せください。

30	購入	ひとり暮らしのために長期宿泊中の小規模多機能で補高便座を使用したい。福祉用具購入の保険対象になるか。(施設でもその人のために準備するのは難しいとのこと。)	住所を置いていない施設は対象外です。(施設で使うものは原則施設が準備することになっています。)
31	購入	5年前に購入したポータブルトイレの便座根本のカタつきにより、部品交換で対応したい。筋力低下で勢いよく座る為、破損・紛失した。	本体の購入ではなく、部品交換のみで保険適用となります。
32	購入	介護認定受けていない人への、シルバーカーの購入や貸与の補助あるか。	「軋まない生活支援事業」という市独自事業で、介護認定を受けていない人対象でシルバーカー購入の一部助成があります。別途条件があるため、確認ください。
33	購入	住宅型の有料老人ホームに入所中だが、家に戻るかどうか未定のため、住所は自宅のまま。有料老人ホームで補高便座(ウォッシュレット付)を使いたいが、保険適用になるか。	住所が自宅であるなら自宅住所で申請していただくこととなりますが、家で使うものを持ち運び、有料老人ホームで使うのであれば保険適用が可能です。
34	購入	昨年購入したポータブルトイレに動かしやすいようにキャスターをつけたい。キャスターだけ買うか、キャスター付の本体を買いなおすのは、保険適用か。	破損や本人の状態の変化以外での同じものの購入であり、本人というよりは介助者のためのキャスターであると考えられるため、対象外です。
35	購入	冬の期間のみ、住所を移さず他県の娘の家にいる。鶴岡のひとり暮らしの家用で2年前に浴槽グリップ購入済だが、娘宅に合わないため、もうひとつ浴槽グリップを買うことはできるか。	二個目である点と、ずっと居住ではなく冬期間のみで、鶴岡に戻ってくるということ・介助者がいる点から、保険適用外となります。
36	購入	約10年前に買ったウォッシュレット付ポータブルトイレの調子が悪く、部品交換も送料や毎日使うことを考えると買い換えがしたい。	必要な理由を明記してもらえば保険対象となります。
37	購入	グループホーム入所中で、入院し、退院後もポータブルトイレ必要になった。一時的にはグループホームのものを使うが、今後長期的になると本人から購入してもらおうことになる。介護保険適用できるか。	できません。グループホーム(認知症対応型共同生活介護)は、介護保険法で共同生活する場と定められていることから、施設が準備しなければならない、本人が買うことは認められません(住所移してなくても)。必要を超えた特殊な機能がよい場合は、本人が実費で買うこととなります。
38	購入	障害者用グループホームに入所している。介護保険でポータブルトイレを購入したい。離床センサーと車いすも介護保険を使ってレンタルしたい。	介護のグループホームでは施設で準備することになっているため介護保険を使えませんが、障害者のグループホームは居宅扱いになるため、障害の制度上もオーダーメイドでない規制品を給付対象にしているとのことで、介護保険でも保険適用し購入・レンタル可とします。
39	購入	県営アパートのお風呂が古く、50センチの浴槽心ちを乗り越えるのが大変で、埋め込み式の浴槽ではなく置き型で、床と浴槽底の高さが同じである。浴槽の内と外に浴槽台を2台購入して踏み台にしてよいか。	理由をしっかりと書いていただいたうえで、市で判断します。
40	購入	古くなり使用に支障がある汚れにより、同一品目・別商品の再購入が必要となった。介護保険は使えるか。	本人の心身の状況等が著しく変化したことにより、これまでの福祉用具が合わなくなった場合は保険適用可能です。経年劣化等によるやむを得ない破損であれば、部品交換で対応可能な場合、部品のみ保険適用となります。故意に壊したり、使用に問題ない程度の汚れでの買い替えは保険適用となりません。個別に、本人と福祉用具の状態を聞き取り、見た上で市で判断することとなりますので、保険適用できるか疑問に思ふ場合は、事前に該当福祉用具の写真持参の上で相談してください。また、申請の際にも該当福祉用具の写真を添付してください。
41	軽度者	昇降座椅子は軽度者貸与できるか。	調査票1-8立ち上がり「できない」以外、または調査票2-1移乗が「できる」場合は届出が必要です。(全介助・一部介助以外は届出必要のため)
42	軽度者	軽度者の福祉用具貸与。末期がんでおそろく要介護2未済予定。介護認定は申請中。特殊寝台のレンタルしたいが、医師の意見書が遅くなりそう。いつから借りてもいいのかわかるか。	当月中に申請書を提出すれば月初めから該当になるため、当月中に書類の準備をしてください。万が一意見書が間に合わなくても申請は当月中に提出してください。
43	軽度者	要介護1ですでに軽度者で車いすをレンタルしている場合、付属品のテーブルのレンタルは適用なるか	車いすを借りているのであれば、同様に付属品も、サービス担当者会議で必要となれば対象となります。

## 鶴岡市介護保険 福祉用具購入Q&A (R7.2現在)

※他保険者の場合は、必ず当該保険者に確認をしてください。  
QAを見ても不明な点は、個別に長寿介護課までお問合せください。

44	軽度者	昇降座椅子（軽度者の項目だと移動用リフト）を要介護3→要介護1になっても借りたい。保険使えるか。	まず、本人の自立を促すために、手すりレンタル等、別の手段のプランで代替可能か検討をお願いします。 それでも昇降座椅子が必要な場合は、1-8立ち上がり「できる」以外・2-1移乗が全介助・一部介助以外であれば、軽度者の移動用リフトの様式で申請が必要です。
----	-----	--	--